

# 種苗法改正により、令和4年4月1日から宮城県登録品種等（注1）の増殖には宮城県の許諾が必要です（令和5年4月イチゴ属を改正）

「自家用の栽培向け増殖（注2）」の許諾手続は、以下「1」又は「2」のいずれかの方法で受付けます。自家用の栽培向け増殖が必要な方は、遵守事項をご確認の上、手続きをお願いします。

- 1 県ホームページ掲載の届出様式による申請（紙で提出）
- 2 「みやぎ電子申請サービス」による申請（①～④に限る）

## ○種苗法改正に伴う、県登録品種等の取扱い

農林水産植物の種類	県登録品種等	海外持出し制限	県登録品種等の自家用の栽培向け増殖		
			県内農業者	県外農業者	許諾料
①稲種	だて正夢	制限あり	原則不可 ※1	原則不可 ※4	徴収しない
	金のいぶき				
	やまのしずく				
	げんきまる				
	ゆきむすび				
	たきたて				
	こもちまる				
	東北194号				
	吟のいろは				
	東北211号				
さち未来					
②イチゴ属	もういっこ	制限あり	県の許諾なく可能 ※1	県の許諾が必要	徴収しない
	にこにこベリー				
	みやぎi3号 (名称：ころろんベリー)				
③セリ属	りじゅうよんのよん	制限あり	県の許諾が必要 ※2	※3	徴収しない
	Re14-4				
④ハタケシメジ種	えるでいに	制限あり	県の許諾が必要 ※2	※3	徴収しない
	みやぎLD2号				
				不可	

※1：稲種（水稲）のうち、「だて正夢」及び「金のいぶき」については、県が定めた生産対策要領において、自家採種を行わないこととしている（有機農業等で種子の入手が困難な場合のみ、許諾により可能とする）。その他の稲種については、法改正以前と同じ対応とする。

※2：イチゴ属、セリ属、ハタケシメジ種については、法改正の主旨に基づき「県の許諾が必要」とする。  
ただし、イチゴ属については、利用許諾権者から正当に入手した種苗そのものから自家用の栽培向け増殖を行う場合は、入手後1年間に限り許諾手続きを不要とする。

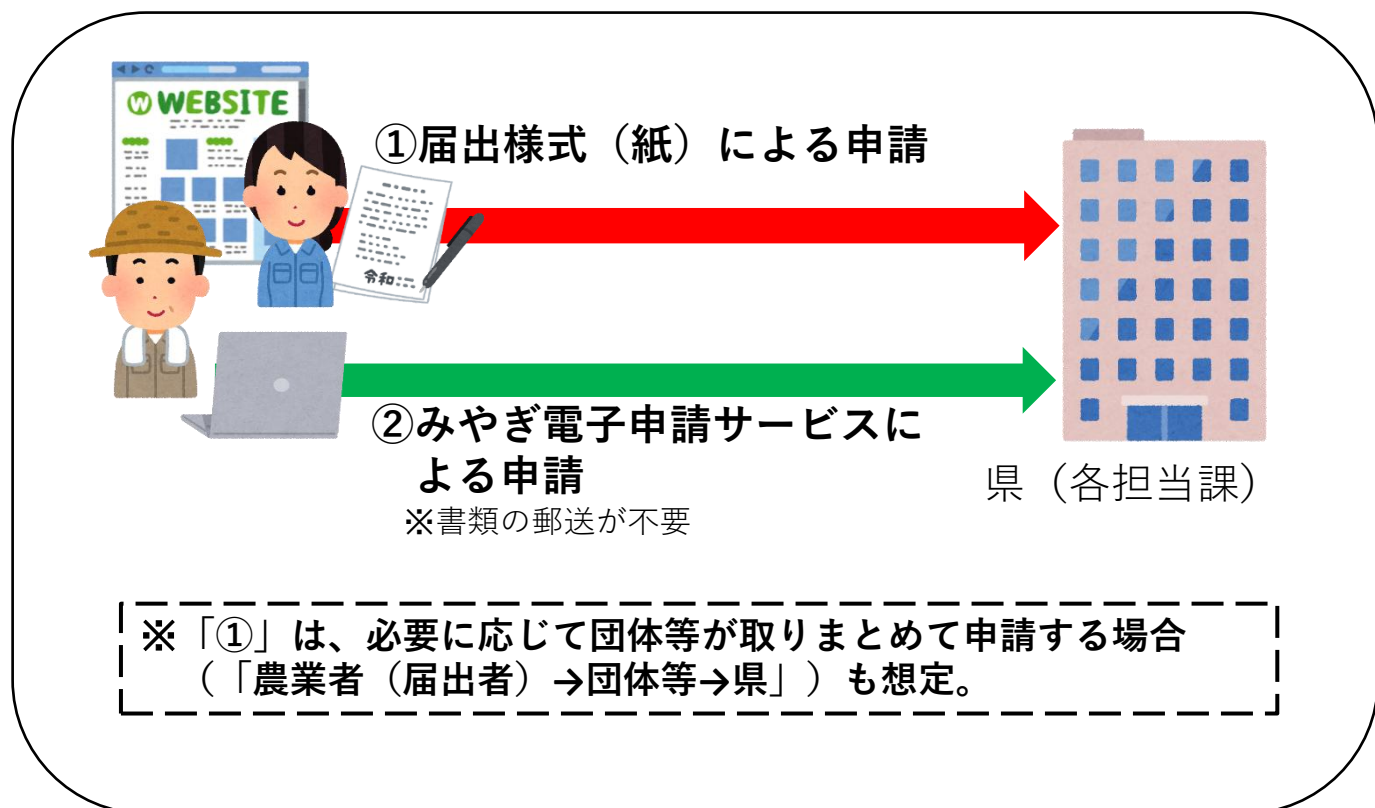
※3：県外栽培を認めていない。

※4：有機農業等で種子の入手が困難な場合のみ、県の許諾によって可能とする。

（注1）「県登録品種等」とは、「宮城県が育成し、品種登録を受けている品種又は品種登録出願中の品種」をいう。

（注2）「自家用の栽培向け増殖」とは、「育成者権者又は育成者権者の許諾を得て登録品種の種苗を生産・販売している種苗業者、生産者団体等を通じて正当に入手した種苗から得た収穫物を自己の農業経営において更に種苗として利用する行為（農業者が登録品種等の親株や苗木等から採ったつる苗や穂木等を種苗として利用することを含む）」をいう。

## ○手続の流れ（イメージ図）



## ○届出の時期

- ・ 令和4年4月1日以降（改正種苗法の一部施行）に行われる自家用の栽培向け増殖する種苗の利用前に届出を行う必要があります。

※令和4年4月1日より前（改正種苗法の一部施行前）に登録品種の種子や穂木を得ていたとしても、法施行後に当該種子の播種や、接ぎ木・挿し木を行う場合は届出が必要となります（農林水産省作成Q&A 質問26）。

## ○許諾対象者として不適当な者

（例）暴力団又は暴力団員等

## <許諾手続きや遵守事項の確認に関するお問い合わせ先>

- ・ 稲種：農政部 みやぎ米推進課（TEL:022-211-2841）
- ・ イチゴ、セリ属：農政部 園芸推進課（TEL:022-211-2843）
- ・ ハタケシメジ種：水産林政部 林業振興課（TEL:022-211-2914）